

# 堺市地域防災計画修正支援業務

## 仕様書

令和8年 5月

堺市危機管理室

# 堺市地域防災計画修正支援業務 仕様書

## 第1章 総 則

### 1. 適用範囲

本仕様書は、発注者が受注者へ委託する「堺市地域防災計画修正支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

### 2. 業務目的

本業務は、堺市が国や大阪府の防災に関する計画等の整合性を確保し、総合的な危機管理体制の整備・充実を図り、その全機能を有効に発揮して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

令和7年7月に改正された国の防災基本計画や令和7年度、令和8年度に大阪府が公表の南海トラフ地震や直下型地震の被害想定の影響等、※堺市地域防災計画の修正支援を行う。

※現行の堺市地域防災計画は下記の URL より閲覧可能である。

[https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/kikikanri/chiiki\\_bosai\\_keikaku/chiikibouR0603.html](https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/kikikanri/chiiki_bosai_keikaku/chiikibouR0603.html)

### 3. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

### 4. 履行場所

堺市役所 危機管理室防災課(堺市堺区南瓦町 3番1号)

### 5. 法令等の準拠

受注者は、本業務の実施に際しては本仕様書によるほか、以下に準拠するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 水防法
- (4) 河川法
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (6) 都市計画法
- (7) 津波対策の推進に関する法律
- (8) 津波防災地域づくりに関する法律
- (9) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- (10) 大規模災害からの復興に関する法律

- (1 1) 防災基本計画（中央防災会議）
- (1 2) 避難情報に関するガイドライン（内閣府）
- (1 3) 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（内閣府）
- (1 4) 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府）
- (1 5) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）
- (1 6) 災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（内閣府）
- (1 7) 大阪府地域防災計画
- (1 8) 南海トラフ地震、直下型地震の被害想定（大阪府）
- (1 9) 堺市国土強靱化地域計画
- (2 0) 堺市基本計画 2030
- (2 1) その他関係法令および通知等

## 6. 提出書類

本業務について受注者は、下記の書類を発注者に指示された日時までに提出し、発注者の承認を受けるものとする。承認された事項を変更しようとするときは、その都度発注者の承認を受けるものとする。

- (1) 着手時（契約締結後 1 週間以内）
  - ア 業務実施計画書
  - イ 業務工程表
  - ウ 業務責任者届
- (2) 完了時（令和 9 年 3 月 3 1 日まで）
  - ア 業務完了届
  - イ 成果品

## 7. 成果品（電子データ）

- |                 |            |     |
|-----------------|------------|-----|
| (1) 業務報告書 ※1    | (電子データ)    | 1 部 |
| (2) 堺市地域防災計画修正案 | (電子データ ※2) | 1 式 |
| (3) その他、必要な関連資料 | (電子データ ※2) | 1 式 |

### ※1 業務報告書の詳細

本業務実施における検討条件・方法、検討結果、関連資料等を整理したもの

### ※2 電子データの詳細

ファイル形式：PDF 及び Word 各 1 部（CD-R に下記の通り分けること）

その他：地域防災計画修正案については、PDF 及び Word とともに、全文データ及び分割データ（目次の見出し毎に分けたもの）を作成すること。

## 8. 技術者の配置

- (1) 受注者は、本業務の円滑な実施のために必要な知識を有する管理技術者を配置し、管理技術者の補助員として適正なる技術者を複数配置するものとする。

- (2) 管理技術者は、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（建設部門：「都市及び地方計画」）又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有する者であること。

## 9. 業務責任者

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり業務責任者を定め、その氏名を発注者に報告するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。
- (2) 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができるものとする。

## 10. 受注者の責務

- (1) 受注者は、委託契約書及び本仕様書に基づき、誠実に業務を行うこと。
- (2) 受注者は、本業務遂行の進捗状況その他必要事項について、適宜発注者に報告すること。
- (3) 受注者は、業務の履行中常に安全に留意するものとする。
- (4) 本業務に必要な諸手続きは、受注者が行うものとする。また、これに要する経費は受注者の負担とする。

### 11. 関係官公署との折衝

本業務遂行のために関係官公署との折衝が必要な場合については発注者及び受注者協議のうえ、対応するものとする。

### 12. 損害の賠償

本業務遂行中に受注者が発注者又は第三者に損害を与えた場合は直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は受注者がこれを負うものとする。

### 13. 業務の打合せ

本業務期間中、受注者は発注者とスケジュールや業務内容の確認等について、10回/年程度対面、電話、メール、WEB形式にて業務打合せを実施すること。業務打合せを実施した際は、打合せ終了後に速やかに打合せ記録を発注者へ提出すること。

### 14. 秘密の保持

受注者は、本業務上で知り得た事項については、その一切を他に漏らしてはならない。

### 15. 検査

受注者は、本業務完了後、所定の手続きを経て発注者の検査を受けるものとする。本業務は、発注者の検査合格をもって完了とする。

#### 16. 成果品の契約不適合

業務完了後、不良箇所が発見された場合は、発注者の指示に従い必要な処理を受注者の負担において行うものとする。

#### 17. 成果品

本業務において、作成した成果品等の著作権は発注者に無償で譲渡するものとし、受注者は発注者の許可なく使用してはならない。ただし、ソフトウェアプログラム等、受注者あるいは第三者が保有すると認められる著作物については、その著作権は留保されるものとし、発注者はその一部使用权及び使用許諾をもって使用するものとする。

#### 18. 学識者への意見聴取

必要に応じて学識者の意見を参考とする。なお、学識者に対する助言の必要性については発注者・受注者協議を行ったうえで決定することとし、学識者への指導依頼の手続き、それにかかる費用負担については受注者が行うものとする。

#### 19. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との契約の解除を求めることができる。

#### 20. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

#### 21. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

#### 22. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該資材購入先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

### 23. 疑義

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議のうえ、業務を遂行するものとする。

## 第2章 業務内容

本業務の遂行にあたっては、現計画の内容を精査し令和7年7月に改正された国の防災基本計画や令和7年度、令和8年度に公表された南海トラフ地震、直下型地震の被害想定、堺市の課題を踏まえて修正することとし、次の事項について受注者の専門的知見を活かして支援すること。

### 1. 計画準備

発注者と十分協議を行ったうえで、本業務に関する図書、指示事項、貸与資料並びに堺市における防災・減災の実態を十分に把握した上で、業務実施にあたっての検討方針、作業手順及び技術的検討手法について検討を行い、業務実施計画書を立案・作成し、発注者の承認を得るものとする。

### 2. 堺市地域防災計画の修正支援

堺市地域防災計画の修正を支援するため、以下の作業を行うものとする。

#### (1) 関係法令等の資料の収集・整理

災害対策基本法、国の防災基本計画、大阪府地域防災計画、その他の関連法令及び計画の修正項目の情報収集及び整理を行う。

改正内容について、具体的な修正点（新設・変更・削除の別）を整理し、堺市地域防災計画の該当章・項目との対応関係を明らかにする。

#### (2) 地域防災計画の修正ポイントの作成及び素案の作成

(1)の結果、防災基本計画（令和7年7月改正）のうち市町村に関係のある箇所及び南海トラフ地震、直下型地震の被害想定等を踏まえ、現行計画における課題を整理したうえで、修正ポイント及び素案の作成を行うものとする。

作成にあたっては、各種法改正等に伴う修正事項等に十分に留意するものとする。また、防災基本計画（令和7年7月改正）の内容を反映した箇所と他の修正箇所は色分けする等識別できるよう作業を行うものとする。

#### (3) 地域防災計画修正案の作成支援

修正ポイント及び素案をもとに、発注者が行う庁内照会（2回実施）・庁外照会で得られた意見等を踏まえ、地域防災計画修正案の作成支援を行う。また、地域防災計画の修正箇所が識別できる新旧対照表の作成を行う。新旧対照表の様式にあたっては発注者、受注者が協議のうえ決定するものとする。なお、修正案及び新旧対照表は庁内及び庁外への照会前、照会后及びパブリックコメント終了後にそれぞれ作成するものとする。

### 3. パブリックコメント実施支援

受注者は堺市地域防災計画のパブリックコメントを実施後の公表資料（修正案、新旧対照表）の作成支援を行い、電子データの提出を行うものとする。

4. スケジュール（予定） ★は発注者が実施する項目
- ・令和8年6～7月 修正ポイント及び素案作成
  - ・令和8年7月 庁内照会（第1回）★
  - ・令和8年7～8月 修正第1案作成
  - ・令和8年8～9月 庁内照会（第2回）・庁外照会（第1回）★
  - ・令和8年9月 修正第2案作成
  - ・令和8年12月  
～令和9年1月 パブリックコメントの実施★
  - ・令和9年2月 計画策定★
  - ・令和9年3月 成果物の提出